

議案第 3 1 号	三田市消費生活センター条例の制定について
まちづくり 協働センター	消費者安全法の一部改正に伴い、同法に基づき設置する消費生活センターの組織及び運営に関する事項について条例で規定する必要性が生じたため、当該条例を制定しようとするもの。
補 則 事 項	<p>【関係法令】 消費者安全法第 10 条の 2</p> <p>【制定趣旨】 平成 26 年 6 月 13 日に不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律が公布され、消費者安全法が一部改正された。</p> <p>改正消費者安全法で、都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準（法施行規則第 8 条）を参酌し、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めるとされた（法第 10 条の 2）ため、条例を制定しようとするもの。</p> <p>【制定内容】</p> <p>(1) 設置（第 1 条） 消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上に資するため、三田市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。</p> <p>(2) 位置（第 2 条） 三田市駅前町 2 番 1 号</p> <p>(3) 業務（第 3 条） ①法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。 ②消費生活行政推進のための企画及び調査に関すること。 ③消費者啓発及び消費者教育に関すること。 ④消費者団体の育成及び消費者団体との連絡調整に関すること。 ⑤計量法第 148 条第 3 項による立入検査その他消費生活関連の検査に関すること。</p> <p>(4) 開所時間（第 4 条） 午前 10 時から午後 6 時まで</p> <p>(5) 休所日（第 5 条） ①毎月奇数週の土曜日、②日曜日、③休日、④年末年始（12/29～1/3）</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p> <p>【関連改正】 三田市まちづくり協働センター条例を付則にて一部改正 ※「消費生活センター」関連分（施設、業務、使用時間及び休所日）の削除</p>